

令和4年2月（第2回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日（木）午後2時00分～

2. 開催場所 益城町役場仮設庁舎 会議室棟大会議室

3. 出席委員（13名）

1 番	荒川 忠一（筆頭代理）	2 番	齊藤 保（次席代理）
3 番	内田 一正	5 番	富嶋 雄治
6 番	渡邊 久則	7 番	松本 功
8 番	上村 直嗣	9 番	中村 光博
10 番	中川 恭一	11 番	渡邊 義幸
12 番	坂田 俊明	13 番	坂田 成喜
14 番	岩村 久雄（会長）		

4. 欠席委員（1名）

4 番 松野 隆

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第5	議案第2号 農地の転用のための許可申請について
日程第6	議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第4号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第8	議案第5号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第9	議案第6号 農地の実勢賃借料情報の提供について
日程第10	議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について
日程第11	令和4年 第3回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	姫野 幸徳	農地係長	澤田 洋子
主 査	奥村 敬介	主 事	上村 洸二

7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和4年第2回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、4番松野隆委員より欠席の連絡をいただいております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番富嶋雄治委員、13番坂田成喜委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

所有権移転の部が2件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

賃貸借の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、賃貸借の部 中間管理事業分が2件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借の合意解約の報告とします。

使用貸借の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の使用貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、5番冨嶋雄治委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(5 番委員)

調査報告いたします。

2 月 6 日に上田推進委員と共に譲受人、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、大型トラクター 3 台、耕うん機、田植え機等を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、大豆、麦等で、申請地には大豆と麦をそれぞれ作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数 55 年、年間 300 日、妻が経験年数 54 年、年間 300 日、長男夫婦が経験年数 30 年、年間 300 日となっております。

取得後の農地の面積については、28, 776 m²ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号 1 番について富嶋雄治委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に番号 2 番につきましては、1 番荒川忠一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(1 番委員)

調査報告いたします。

2月3日に中島推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター、耕うん機等を所有しており、田植え機も今後購入予定とのことですので問題ありません。

主に生産される作物は水稻、西瓜で、申請地には水稻を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数55年、年間300日、妻が経験年数35年、年間250日となっております。

取得後の農地の面積については、28,775㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号2番について荒川忠一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

番号１番につきましては、１１番渡邊義幸委員に調査を頂いております。
補足説明をお願いいたします。

（１１番委員）

２月４日に野田推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が植林を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がり１０ヘクタール未満の第２種農地ですが、周辺に
適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

本申請地は以前から植林されていたため今回始末書を添付し、今後は農地法
を遵守するとのことです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

（議長）

只今、番号１番について渡邊義幸委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

（委員一同）

はい

（議長）

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての
項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付するこ
とに決定をいたします。

次に、番号２番につきましては、１２番坂田俊明委員に調査を頂いておりま
す。

補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

2月7日に坂上推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が農業用施設を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は、農用地区域内農地ですが、農用地利用計画において指定された用途である農業用施設の整備であることから、不許可の例外に該当し、転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

本申請地は以前から農業用施設用地として使用されていたため今回始末書を添付し、今後は農地法を遵守するとのことです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番について坂田俊明委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号を説明》

(議長)

ただいま、議案第3号につきましてご説明いたしました。

番号1番につきましては、12番坂田俊明委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

2月7日に井川推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、集落に接続していることから転用の見込みはありとされます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

隣接雑種地と一体的に利用する見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願い致します。

(議長)

只今、番号1番について坂田俊明委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているため許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

《番号２番については申請取り下げ》

(議長)

次に、番号３番につきましても、１２番坂田俊明委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(１２番委員)

２月７日に坂上推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が業務用車両駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がり１０ヘクタール未満の第２種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号３番について坂田俊明委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているのので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第 7 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

（事務局）
《議案第 4 号説明》

（議長）
只今、議案第 4 号について説明を申し上げました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

（委員一同）
はい

（議長）
それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）
全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。
次に賃借権設定の部 設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人でござ
います。
まず、番号 1 番から番号 3 番につきましてご審議願います。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

（委員一同）
はい

（議長）
それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に番号４番につきましては、新規で貸し借りの設定を行う法人でございしますので、６番渡邊久則委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(６番委員)

調査報告します。

２月５日に、申請人に聞き取り調査を行いました。

申請人は、御船町で主に水稻を耕作する法人です。

申請人の会社の所在地は、御船町でございますが、土地の所有者と面識があり今回農地を借り受けることとなったため、利用権設定の申請がありました。

それでは、調査項目について申し上げます。

要件１、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うという件につきましては、トラクターや田植え機など農作業に必要な農機具を所有されておりますし、近隣町村で農地を１５ｈａほど耕作されておりますので特に問題ないかと思えます。

要件２、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みがあるかという件につきましては、元々近隣で農業をされているので問題ないかと思えます。

要件３、法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者が農作業に常時従事するかという件につきましては、役員の農業従事が年間２５０日となっておりますので問題ないと思えます。

要件４、解除条件付き契約要件でございますが、これにつきましても、書面できちんと取り決めがされているのを確認しておりますので特に問題ないかと思えます。

以上、要件すべてを満たしておりますので、委員の皆様方のご審議をお願いします。

(議長)

只今、番号４番について渡邊久則委員より補足説明をいただきました。

本件につきましてはのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。
所有権移転の部でございます。
番号1番から番号3番につきまして、公社の買い入れの案件でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に番号４番から番号５番が公社からの売り渡しの案件でございます。

番号４番につきましては、９番中村光博委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(９番委員)

報告いたします。

１月２４日に譲受人と熊本県農業公社、岩村会長、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、水稻・大豆を中心に農業経営を行っており、耕作面積は１町７反ほどあります。

今回の申請地は、元の所有者の希望により、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の１町６反以上耕作されているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号４番について中村光博委員より補足説明をいただきました。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、番号5番につきましては、7番松本功委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(7番委員)

報告いたします。

1月24日に譲受人と熊本県農業公社、荒川委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、水稻・大豆・大麦を中心に農業経営を行っており、耕作面積は11町ほどあります。

今回の申請地は、元の所有者の希望により、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の1町6反以上耕作されているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号5番について松本功委員より補足説明をいただきました。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第6号 農地の実勢賃借料情報の提供について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第6号を説明》

(議長)

ただいま、議案第6号につきましてご説明いたしました。

本件につきましては、農地集積対策担当チームリーダーであります荒川忠一委員より補足説明をお願いいたします。

(1番委員)

報告いたします。

2月3日10時30分より、令和4年実勢賃借料について、農地集積対策担当チーム会議を行いました。

令和4年の実勢賃借料は、案のとおりで現金での貸借が10a当り田14,000円、畑10,000円、物納での貸借が10a当り米80kgとなっております。

現金、物納ともに、賃借料として妥当であると判断いたしました。

以上、委員の皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

(議長)

只今、荒川忠一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定し公表することといたします。

次に、日程第10 議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第7号を説明》

(事務局)

本件につきましては、産業振興課農政係長より説明がございます。

(農政係長)

《農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を説明》

(議長)

ただいま、議案第7号につきましてご説明いただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は審議された内容の意見を附して町長に回答することに決定いたします。

次に、日程第11 令和4年第3回委員会の日時について申し上げます。次回は3月10日、午後2時より JA かみましき益城支所会議室で開催いたします。予定に入れていただきたいと思います。

以上、用意しました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1 番委員)

《挨撈》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年2月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員